

伊東市立玖須美保育園
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
重 要 事 項 説 明 書

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における保育の提供の開始にあたり、利用者に説明すべき内容は次のとおりです。

1 運営主体

名 称	伊東市
所 在 地	伊東市大原2丁目1番1号
電 話 番 号	0557-36-0111
代表者氏名	伊東市長 杉本 憲也

2 施設の概要

施 設 の 種 類	乳児等通園支援事業所
施 設 の 名 称	伊東市立玖須美保育園
施設の所在地	伊東市和田2丁目1番23号
連 絡 先	電話番号 0557-36-6380 FAX 0557-36-6380
管 理 者	園長 富士 礼子
利用対象者	0歳6か月～満3歳未満の未就園乳幼児
利 用 定 員	0歳児：3人、1歳児：3人、2歳児：3人
事業開始日	令和8年4月1日

※管理者は、人事異動により変更となる場合があります。

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

- ① 利用乳幼児に対し、集団生活や異年齢交流を通じて、同世代との関わりや社会性を育む機会を提供します。
- ② 子育ての不安や孤立感を軽減するため、保護者に対して子育てについての情報の提供、助言等を行います。

(2) 運営の方針

- ① 保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた支援を行うよう努めるものとします。
- ② 利用乳幼児の保護者と密接な連携をとり、乳児等通園支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めるものとします。
- ③ 市条例その他関係法令を遵守し、乳児等通園支援事業を実施するものとします。

4 提供する乳児等通園支援の内容

(1) 保育の提供

- ① 年齢・発達に応じた保育を実施します。
- ② 他児との関わりを通じた集団生活の体験を行います。
- ③ 基本的な生活習慣（食事・排せつ・午睡等）の支援を行います。
- ④ 遊びや活動（室内遊び、戸外遊び、製作等）を提供します。

(2) 食事の提供

- ① 給食の提供は、1歳児から普通食のみの提供となります。（自園調理）
- ② 離乳食・粉ミルクが必要な場合は、持参となります。（既製品のみ）
- ③ アレルギー対応はございませんので、食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合は必ず事前に申し出てください。

	普通食	離乳食	アレルギー対応	粉ミルク	おやつ
0歳児	提供なし	提供なし	提供なし	持参	提供あり
1・2歳児	提供あり	持参	持参	持参	提供あり

5 乳児等通園支援事業の職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		管理者
保育士	3	3		保育業務（うち1名兼務）

※職員数は利用乳幼児数によって変動する場合がありますが、保育の提供に必要な職員数以上を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

6 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

提供を行う日	月～金曜日（提供を行わない日を除く）
提供を行う時間	0歳児：9時～12時、12時30分～16時30分 1・2歳児：9時～16時30分
提供を行わない日	・土曜日、日曜日、祝日 ・年末年始（12月29日から1月3日）

7 利用者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(1) 利用料

区分	最初の1時間	以降30分ごと
生活保護世帯	0円	0円
市民税所得割額77,101円未満世帯 及び要保護世帯	100円	50円

上記以外の世帯	300円	150円
---------	------	------

※30分に満たない時間があるときは、30分に切り上げて利用料を計算します。

(2) 実費負担金

費用の種類	使途・目的	金額
給食費	給食の提供	1食当たり250円
おやつ代	おやつ提供	1食当たり50円

※給食費及びおやつ代は、提供を受けた場合に限り徴収します。

(3) 支払方法

利用料と実費負担金の合計額を利用終了後に現金で支払いしてください。

8 利用開始及び終了に関する事項、その他利用に当たっての留意事項

(1) 利用開始

- ① 利用者の基本情報の登録や、利用予約・変更・キャンセル、利用実績の確認などを総合支援システムで行います。
- ② 初回面談を実施し、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、利用乳幼児の特徴（家庭での過ごし方、食事・アレルギーの情報など）や保護者の意向等を把握します。
- ③ 利用開始にあたり本説明書に記載した重要事項を説明し、利用乳幼児の保護者とその内容を確認し、同意を得ることとします。
- ④ 障害児の受入については、保護者との事前面談等により、利用乳幼児の障害の程度等を確認のうえ、利用の可否を判断します。

(2) 利用終了

以下のいずれかに該当する場合、利用が終了となります。

- ① 利用乳幼児の年齢が満3歳となったとき。
- ② 保育所等の入所が決定したとき。
- ③ その他利用の継続において重大な支障・困難が生じたとき。

(3) 利用予約に関する留意事項

- ① 利用予約は、利用日の30日前から総合支援システムで受け付けます。
- ② 予約後に利用しないことが決まった場合は、総合支援システムから予約のキャンセルを行ってください。（利用当日の8時30分以降にキャンセルする場合は必ず電話連絡してください。）
- ③ 利用日当日8時30分以降にキャンセルする場合、またはキャンセルせずに利用しなかった場合、利用可能時間枠が消費されます。
- ④ 利用終了時刻を10分以上超過した場合、利用可能時間枠の消費及び利用料金が発生

します。

- ⑥ 予約時間に応じた登降園の時間が守られない場合、利用のキャンセルが頻繁に生じる場合は、利用をお断りする場合があります。
- ⑦ 利用乳幼児の心身の状況等に応じて、親子通園や段階的に利用時間を延ばしていく「ならし保育」を行う場合があります。

(4) 健康管理、病気のときの対応

- ① 37.5℃以上の発熱がある場合、その他病気や体調の悪い場合は、利用をご遠慮ください。
- ② 利用乳幼児の健康状態や感染症等の状況により、利用をお断りする場合があります。
- ③ 登園後に、発熱やひどい咳、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、全身の状態を観察しながらお迎え等の連絡をさせていただきます。
- ④ お薬はお預かりしません。

(5) 災害発生時等の対応

地震・台風・大雨等の災害が発生し、又は発生が予測される場合には、利用乳幼児及び職員の安全確保を最優先とするため、利用ができないことがあります。

9 緊急時の対応

- (1) 利用乳幼児に病気や怪我などの緊急事態が発生した場合には、保護者連絡先又は緊急連絡先に連絡を行います。お迎えの要請を行った場合は、速やかなお迎えをお願いします。
※緊急連絡先は、総合支援システムのマイページ情報から登録を行ってください。
- (2) 乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 利用乳幼児に対し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 要望・苦情等に関する相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・担当者 副園長 青木 安代 ・利用時間 7：30～18：00 ・電話番号 0557-36-6380 ・FAX 0557-36-6380 ※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	佐藤 雅彦	0557-45-0579 伊東市民生委員児童委員（主任児童委員）
第三者委員	野田 直樹	090-1756-1389 伊東市民生委員児童委員（主任児童委員）

※窓口担当者は、人事異動により変更となる場合があります。

※第三者委員は年度により上記と異なる場合があります。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める消防計画書によります。
防災設備	・自動火災報知機：有 ・非常警報装置：有 ・ガス漏れ報知器：有 ・防火扉：有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理：有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
緊急避難先	伊東市立伊東小学校（伊東市大原二丁目2番6号）

12 虐待の防止のための措置に関する事項

利用乳幼児の人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

虐待防止に関する責任者	園長 富士 礼子
-------------	----------

13 その他の運営に関する留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

以 上

重要事項の説明に関する同意書

伊東市立玖須美保育園長 様

私は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における保育の提供について、重要事項の説明を受け、その内容について同意しました。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

児童氏名 _____

児童との続柄 _____